

美幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）／新旧対照表

【新】	【旧】	【変更理由】																
<p>I. 都市計画の目標</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>(1) 目標年次</p> <p><u>この方針では、美幌都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和12年（2030年）の姿として策定する。</u></p> <p>(2) 範囲</p> <p>本区域の範囲及び規模は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="183 555 889 624"> <thead> <tr> <th>美幌都市計画区域</th> <th>市町名</th> <th>範囲</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>美幌町</td> <td>行政区域の一部</td> <td>約 2,447 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 都市づくりの基本理念</p> <p><u>本区域は、オホーツク連携地域の中央部に位置し、網走川と美幌川の合流部の平野を中心に市街地が形成されてきた。</u></p> <p>産業については、豊かな自然を背景とした農林畜産業を基幹産業とし、また、交通の要衝として、商工業、金融、医療、教育、諸官公署など多くの機関が設置された地方中心都市として発展してきた。</p> <p>市街地西地区は美幌町の中心地として栄えてきた経過があり、国道3路線が結節し、公共施設、商店街も集中していたが、近年、商店街の商店数は減少している。</p> <p>市街地東地区は、市街地西地区から徐々に市街地が拡大してきた地区であり、良好な住環境を有した専用住宅地を中心とした土地利用がなされている。</p> <p><u>地区人口は、両地区とも減少傾向となっており、今後は、空洞化しつつある商業地の環境整備に配慮し、地域に密着した活力ある魅力的な商業地の形成が求められている。</u></p> <p><u>本区域では、先代から引き継いだ地域の資源や環境を大切に守りながら、地域の力としていくとともに、人の輪や交流を今まで以上に大切にし、「人が育つ」「人が中心」のまちづくりを進める。そして、次世代・未来へと、地域の資源とともに人がつながり、夢がもてるよう「ひとがつながる、みらいへつなげる ここにしかないまち ひほろ」を町の将来像としている。</u></p>	美幌都市計画区域	市町名	範囲	規模		美幌町	行政区域の一部	約 2,447 ha	<p>I. 都市計画の目標</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>(1) 目標年次</p> <p><u>都市づくりの基本理念、将来の都市構造、土地利用、都市施設の決定方針を平成32年の姿として策定する。</u></p> <p>(2) 範囲</p> <p>本区域の範囲及び規模は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="936 555 1641 624"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市町村名</th> <th>範囲</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美幌都市計画区域</td> <td>美幌町</td> <td>行政区域の一部</td> <td>約 2,500 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 都市づくりの基本理念</p> <p>(1) 都市の現状と課題</p> <p><u>美幌町は、オホーツク連携地域の中央部に位置し、網走川と美幌川の合流部の平野を中心に市街地が形成されてきた。</u></p> <p>産業については、豊かな自然を背景とした農林畜産業を基幹産業とし、また、交通の要衝として、商工業、金融、医療、教育、諸官公署など多くの機関が設置された地方中心都市として発展してきた。</p> <p>市街地西地区は美幌町の中心地として栄えてきた経過があり、国道3路線が結節し、公共施設、商店街も集中していたが、近年、<u>地区人口は市街地東地区等へ移りつつあるため減少傾向となっており、商店街の商店数も減少している。</u></p> <p>市街地東地区は、市街地西地区から徐々に市街地が拡大してきた地区で、良好な住環境を有した専用住宅地を中心とした土地利用がなされており、<u>地区人口は減少に転じたものの、地区世帯数は町全体の世帯数が横ばいの中、増加傾向が継続している。</u></p> <p>今後は、空洞化しつつある商業地の環境整備に配慮し、地域に密着した活力ある魅力的な商業地の形成が求められている。</p> <p>(2) 都市づくりの基本理念</p> <p><u>美幌町では、豊かな自然を広い視野で見直し、産業の活性化による人口の定住促進対策の強化、生涯学習の推進や社会福祉の行き届いた快適な居住環境の整備を図り、時代の流れに応じた交流性豊かな活力ある地域の形成をまちづくりの基本理念とし、ゆとりとうるおいのある生活環境の中で、力強い産業を創出し、年代を問わず誰もがしあわせを感じながら生活し、長生きを楽しめるま</u></p>	区分	市町村名	範囲	規模	美幌都市計画区域	美幌町	行政区域の一部	約 2,500 ha	<p>※区域マスの表現の統一化</p> <p>※目標年次の変更</p> <p>※区域マスの表現の統一化</p> <p>※測量精度の高度化による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一化</p> <p>※人口動態による文言整理</p> <p>※人口動態による文言整理</p> <p>※区域マスの表現の統一化</p> <p>※「第6期美幌町総合計画（H28年4月策定）」P14による修正</p>
美幌都市計画区域	市町名	範囲	規模															
	美幌町	行政区域の一部	約 2,447 ha															
区分	市町村名	範囲	規模															
美幌都市計画区域	美幌町	行政区域の一部	約 2,500 ha															

<p>本区域の都市づくりにおいては、<u>このことを踏まえるとともに、都市の防災性の向上が図られ、安全・安心で暮らしやすく、低炭素地域づくりを推進するとともに都市機能の充実を図り、誰もが安心して心豊かに住み続けられるコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。</u></p> <p>II. 区域区分の決定の有無 1. 区域区分の有無 本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。 本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。 現在、人口及び世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後これらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。 今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。 これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。</p> <p>III. 主要な都市計画の決定の方針 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (1) 主要用途の配置の方針 <u>本区域では、網走川と美幌川に囲まれた平坦な土地に、3・4・1美禽橋通、3・4・2平和通（国道39号）、3・3・4旭通（国道243号）及び3・4・5新町大通を基軸とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。</u> <u>しかしながら、近年は人口減少・少子高齢化の進行、購買力の郊外流出に伴う市街地の空き店舗の増加など、商業業務機能の衰退、賑わいの喪失などが課題となっており、中心市街地の機能の回復が求められる。</u> <u>このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。</u></p>	<p><u>ち「夢はぐくむ緑の大地びほろ」を都市の将来像としている。</u> 本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を目指す。</p> <p>II. 区域区分の有無 本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。 本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。 現在、人口は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。 <u>また、世帯数についても近年は増加傾向から横ばい状態を示していることから、今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。</u> これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。</p> <p>III. 主要な都市計画の決定の方針 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (1) 主要用途の配置の方針</p>	<p>※基本的な考え方を踏まえた表現の追記 ※都市マスによる修正</p> <p>※区域マスの表現の統一化</p> <p>※人口動態による文言整理</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p>
---	--	---

<p>① 住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。 ・一般住宅地は、商業業務地の周辺に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、中低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。 ・専用住宅地は、稲美地区及び青葉地区に配置し、今後も未利用地等も活用し、低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。 <p>② 商業業務地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域の商業地は、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。 ・地域商業業務地は、駅前地区及び役場西側地区並びにこの2地区を結ぶ3・4・1号美禽橋通(国道240号)沿道に配置し、近隣住民のための日常生活利便施設が集積する商業核とそれを結ぶ交流拠点として賑わいのある商店街の形成を図る ・沿道商業業務地は、東側へ延びる3・3・4号旭通(国道243号)沿道に配置し、周辺住宅地の生活利便施設や沿道サービス施設の立地を図る。 <p>③ 工業・流通業務地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核企業が立地する鳥里地区及び美里地区並びに既存工業施設が立地する美禽地区に工業・流通業務地を配置する。 <p>また、新たな企業進出にも対応し、工業の集積を図るため、稲美地区に特別工業地区を配置しており、今後ともこの4地区を工業・流通業務地として、その機能の維持を図る。</p> <p>(2) 市街地の土地利用の方針</p> <p>① 居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の超高齢社会の進行に対応し、美幌町住宅生活基本計画の内容に基づき、ユニバーサルデザイン等による整備を目指すとともに、秩序ある宅地開発を促進する。 <p>・準防火地域について、延焼の危険性等を評価した上で指定区域の適正化を図り、市街地の防災性能を維持するものの、建築物の建替更新を促すことで居住環境の改善を図る。</p>	<p>① 住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業業務地の周辺には一般住宅地が形成されており、今後とも一般住宅地として土地利用を図る。 ・稲美地区には低層専用住宅地が整備されており、今後も専用住宅地として位置づけ、公共施設等の整備を進めるとともに、必要に応じて未利用地を活用した新たな住宅地の確保を図る。 <p>② 商業業務地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前地区及び役場西側地区並びにこの2地区を結ぶ3・4・1号美禽橋通(国道240号)沿道は、古くから商店街として形成された地区であり、今後とも商業核とそれを結ぶ地域商業業務地として位置づけ、活性化を図る。 ・東側へ延びる3・3・4号旭通(国道243号)沿道については、周辺住宅地の生活利便施設や沿道サービス施設の立地を図るための沿道商業業務地として位置付ける。 <p>③ 工業地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核企業が立地する鳥里地区及び美里地区並びに既存工業施設が立地する美禽地区に工業地を配置する。 <p>また、新たな企業進出にも対応するため、稲美地区の一部に特別工業地区を配置しており、今後ともこの4地区を工業地として、その機能の維持を図る。</p> <p>(2) 土地利用の方針</p> <p>① 居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の高齢化社会の進行に対応し、美幌町住宅マスタープランの計画内容に基づき、ユニバーサルデザイン等による整備を目指すとともに、秩序ある宅地開発を促進する。 ・稲見地区等の低層専用住宅地については、居住者の高齢化や人口減少、住宅老朽化等の状況もみられることから、今後とも良好な居住環境の維持に努めることを基本に、今日的な住要求に対応した建替更新が可能となるよう、必要な対応について検討する。 	<p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※事業完了による表現修正</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※中心市街地活性化基本計画に基づく文言整理</p> <p>※区域マスの表現の統一化</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※都決変更対応済のため、削除</p> <p>※都市マス P99 による追記</p>
--	--	---

<p>②都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 <u>・市街地内の緑地については、良好な都市環境を維持するために必要な緑地として今後も適正な保全を図る。</u></p> <p>(3) その他の土地利用の方針</p> <p>① 優良な農地との健全な調和に関する方針 ・本区域のうち、集团的農用地や、<u>国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。</u></p> <p>② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の推進や保全に努め、災害の防止を図る。 <u>・土砂災害特別警戒区域に指定されている美禽地区及び報徳地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。</u> <u>・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、町民に対し防災知識の普及・啓発等、災害の防止に努める。</u></p> <p>③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 ・保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。 <u>・北海道自然環境等保全条例により環境緑地保護地区に指定された美英環境緑地保護地区及び美富環境緑地保護地区については、指定の目的を踏まえ、今後とも適切な保全を図る。</u> <u>・その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、河川敷地等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。</u></p> <p>④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 ・市街地周辺の用途白地地域については、無秩序な土地利用や市街地の拡大を</p>	<p>② 優良な農地との健全な調和に関する方針 ・本区域のうち、集团的農用地や、国・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として今後とも優良な農用地としてその保全に努める。</p> <p>③ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の推進や保全に努め、災害の防止を図る。</p> <p>④ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針 <u>・美富地区の用途白地地域で民間事業者の開発行為等により既に住宅地が形成されている地区については、建築物の用途の混在による既存の住環境の悪化等を防ぐため、農林業と十分な調整を図った上で用途地域を定める。</u> <u>・現況が優良な農地である野崎地区については、農業振興地域農用地区域への編入に合わせた用途地域の縮小を検討する。</u> ・市街地周辺の用途白地地域については、無秩序な土地利用や市街地の拡大を</p>	<p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の統一化</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※基本的な考え方を踏まえた表現の追記</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※美幌町緑の基本計画 P63～66</p> <p>※区域マスの表現の統一化 ※都決変更対応済のため、削除</p>
---	---	--

<p>防ぐため、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。</p> <p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 交通施設</p> <p>① 基本方針</p> <p>a 交通体系の整備の方針</p> <p><u>本区域</u>は、オホーツク連携地域の中央部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。</p> <p>このため、<u>広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。</u></p> <p><u>交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。</u></p> <p>また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。</p> <p>これらの考え方のもとに、基本方針は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。 ・<u>計画されている高規格幹線道路を見据えて、主要拠点へのアクセス道路の整備を検討する。</u> ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。 ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。 ・公共交通の利用促進のために、沿線の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。 ・<u>本区域</u>は、国道4路線が連結し、道内各方面を結ぶ交通の要衝の地となっていることから、高速交通体系の構築と広域交通の利便性の向上に努めるとともに、<u>道路の災害対策の向上を図る。</u> 	<p>防ぐため、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。</p> <p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 交通施設</p> <p>① 基本方針</p> <p>a 交通体系の整備の方針</p> <p>美幌町は、オホーツク連携地域の中央部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。</p> <p>このため広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成、<u>長期未着手の都市計画道路の見直し方針の検討を図る。</u></p> <p><u>交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担をした交通体系になるよう総合的、一体的に進める。</u></p> <p>また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。</p> <p>これらの考え方を基に、基本方針は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。 ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成と土地利用との整合を図った都市計画道路の見直し、<u>未整備路線の見直しの検討を進める。</u> ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。 ・公共交通の利用促進のために、沿線の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備などを進める。 ・美幌町は、国道4路線が連結し、道内各方面を結ぶ交通の要衝の地となっていることから、高速交通体系の構築と広域交通の利便性の向上に努める。 	<p>※区域マスの表現の統一化</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※H27 北見網走都市圏交通マスタープランに基づき追加</p> <p>※パブコメ意見を踏まえた修正</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の統一化</p> <p>※H27 北見網走都市圏交通マスタープランによる修正</p>
---	--	--

b 整備水準の目標

・交通体系については、広域のかつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015) (基準年)	令和 12 年(2030) (目標年)
幹線街路網密度	1.63 km/km ²	1.65 km/km ²

※平成 28 年 (2016 年) の用途地域面積変更による幹線街路網密度の変更

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

・北海道横断自動車道網走線が計画されており、必要なアクセス道路については適切に配置するとともに、アクセス性強化のため、3・3・4号旭通(国道243号、町道770号)の整備を検討し、都市や地域を結ぶ広域交通の充実を図るための道路網を配置する。

・地域高規格道路 道東縦貫道路(候補路線)が計画されていることから、関連道路網の検討を行う。

・3・4・1号美禽橋通(国道39号、国道240号)、3・4・2号平和通(国道39号)、3・3・3号桜通(国道240号、主要道道北見端野美幌線)、3・3・4号旭通(国道243号、町道770号)を都市の骨格となる道路とする。

・3・3・5号新町大通(一般道道美幌停車場線)、及びその他の都市計画道路を配置し、格子状の道路網を形成する。

b 交通結節点等

・3・3・5号新町大通(一般道道美幌停車場線)に、J R石北本線美幌駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

b 整備水準の目標

・交通体系については、広域のかつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、当面次のような整備水準を目標とする。

・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網を目指すとともに、都市内の幹線街路網は、各道路機能に応じて段階的に都市計画道路の整備を図る。

年次	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
幹線街路網密度	2.87 km/km ²	3.35 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

・北海道横断自動車道網走線が計画されており、必要なアクセス道路については適切な配置を図る。

・地域高規格道路 道東縦貫道路(候補路線)が計画されていることから、関連道路網の検討を行う。

・3・4・1号美禽橋通(国道39号、国道240号)、3・4・2号平和通(国道39号)、3・3・3号桜通(国道240号、主要道道北見端野美幌線)、3・3・4号旭通(国道243号)を都市の骨格となる道路とする。

・3・3・5号新町大通(一般道道美幌停車場線)、及びその他の都市計画道路を配置し、格子状の道路網を形成する。

・3・3・5号新町大通(一般道道美幌停車場線)に、J R石北本線美幌駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

③ 主要な施設の整備目標

a 道路

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。

・3・3・3号桜通(主要道道北見端野美幌線)の整備促進

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

※区域マス上の表現の精査

※区域マス上の表現の精査

※時点修正

※用途地域面積変更による幹線街路網密度の変更

※町道770号道路(大正橋)整備検討による追加

※区域マス上の表現の統一化

※予定事業が無い削除

<p>・都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。</p> <p>イ 河川</p> <p>・流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。</p> <p>b 整備水準の目標</p> <p>ア 下水道</p> <p>・公共下水道の普及率は、平成 27 年(2015 年)で 91.0%であり、今後も市街地の普及を目指し、整備促進を図る。</p> <p>イ 河川</p> <p>・河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。</p> <p>② 主要な施設の配置方針</p> <p>a 下水道</p> <p>・生活雑排水及び産業排水等による水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら、美幌公共下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。</p> <p>b 河川</p> <p>・市街地を流れる網走川、美幌川及び魚無川等を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。</p> <p>③ 主要な施設の整備目標</p> <p>おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。</p> <p>・市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を図る。</p> <p>・美幌川支流駒生川の河川改修を促進する。</p> <p>(3) その他の都市施設</p> <p>・民間事業者等によるごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並</p>	<p>・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、下水道整備を促進する。</p> <p>イ 河川</p> <p>・自然環境などに配慮しつつ防災と親水を目的として河川、水辺空間の整備に努める。</p> <p>b 整備水準の目標</p> <p>ア 下水道</p> <p>・公共下水道の普及率は平成 17 年で 90.3%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。</p> <p>イ 河川</p> <p>・河川については、治水安定度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。</p> <p>② 主要な施設の配置の方針</p> <p>a 下水道</p> <p>・生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら美幌公共下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。</p> <p>b 河川</p> <p>・網走川、美幌川、魚無川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などに努める。</p> <p>③ 主要な施設の整備目標</p> <p>a 下水道</p> <p>・市街地の未整備地区の幹線管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を図る。</p> <p>b 河川</p> <p>・美幌川支流駒生川の河川改修を促進する。</p> <p>(3) その他の都市施設</p> <p>① 基本方針</p> <p>a 廃棄物処理施設</p> <p>・民間事業者等による一般廃棄物処理施設については、「北海道循環型社会推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、「ごみ処理の広域化計画」、美幌</p>	<p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※年次の修正</p> <p>※区域マスの表現の統一化</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p>
---	---	---

<p>ひに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。</p>	<p>町において定める「一般廃棄物処理基本計画」等における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。</p>	
<p>3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>本区域における緑地の形態は、大部分がなだらかな丘陵地をなす市街地を取り囲むように網走川及び美幌川を主とする河川や山地及び丘陵樹林地並びに市街地を貫流する魚無川を骨格とする環状格子型を基本とする形態を成している。</p> <p>この都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。</p> <p>近年の経済情勢や人口の減少、住民ニーズの変化等から、都市計画緑地の内、大規模河川緑地の整備率は25%に留まっている。</p> <p>この状況を踏まえ、未整備区域の自然環境の保全を前提に大規模緑地の今後のあり方について検討を進める。</p> <p>また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。</p>	<p>・産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図るとともに、各計画における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。</p>	
<p>3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>本区域における緑地の形態は、大部分がなだらかな丘陵地をなす市街地を取り囲むように網走川、美幌川などの河川や山地、丘陵樹林地に加え市街地を貫流する魚無川を骨格とする環状格子型を基本とする形態を成している。</p> <p>この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し、整備保全に努める。</p> <p>また、近年の経済情勢や人口の減少、住民ニーズの変化などから都市計画緑地の内、大規模河川緑地の整備率は25%に留まっている。この状況を踏まえ、未整備区域の自然環境の保全を前提に大規模緑地の今後のあり方について検討を進める。</p>	<p>3. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>美幌町における緑地の形態は、大部分がなだらかな丘陵地をなす市街地を取り囲むように網走川、美幌川などの河川や山地、丘陵樹林地に加え市街地を貫流する魚無川を骨格とする環状格子型を基本とする形態を成している。</p> <p>この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し、整備保全に努める。</p> <p>また、近年の経済情勢や人口の減少、住民ニーズの変化などから都市計画緑地の内、大規模河川緑地の整備率は25%に留まっている。この状況を踏まえ、未整備区域の自然環境の保全を前提に大規模緑地の今後のあり方について検討を進める。</p>	<p>※区域マスの表現の統一化</p> <p>※区域マスの表現の統一化</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p>
<p>(2) 緑地の配置の方針</p> <p>①緑地系統ごとの配置方針</p> <p>a 環境保全系統</p> <p>都市の骨格となる緑地として、網走川、美幌川及び魚無川に接する網走川河畔公園、せせらぎ公園及びみなかまち緑道を配置するとともに、河川空間や幹線道路の道路空間等の緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。</p> <p>b レクリエーション系統</p> <p>日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園及び近隣公園並びに網走川河畔公園及び柏ヶ丘公園を配置する。</p> <p>c 防災系統</p> <p>災害時における避難地あるいは防災拠点として、柏ヶ丘公園及びみとみ公園を配置し、周辺環境を保全する。</p>	<p>(2) 主要な緑地の配置の方針</p> <p>・日常生活圏としてのまとまりや、地理的条件、市街地の進展動向及び誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、火災などの諸災害発生時の一時避難地として住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図る。</p> <p>・多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして機能する都市基幹公園、地域の特性を活かした多彩な公園、緑地等の適正な配置、整備を図ることとし、柏ヶ丘公園、せせらぎ公園、柏ヶ丘霊園などを配置し、併せてひまる霊園の配置、整備を図る。</p> <p>また、網走川河畔公園については、大規模緑地の今後のあり方の検討を進めた上で必要な配置、整備を図る。</p> <p>・自然に富んだ緑地や、風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努める。</p> <p>・網走川、美幌川、魚無川などの河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。</p>	<p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の統一化</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※「美幌町緑の基本計画(H29年3月策定)」による修正</p>

<p>d 景観構成系統 <u>国道や道道等の主要道路や中心市街地の道路における植樹帯の並木を適切に維持管理するとともに、市街地におけるポケットパークについて検討する。</u></p> <p>e その他の系統 <u>びほろ霊園及び柏ヶ丘霊園を配置し、既存樹林地等周辺の自然的環境と一体的に静寂な環境を保全する。</u></p> <p>②コンパクトなまちづくりに係る配置方針 <u>コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。</u> <u>また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、長期未着手である網走川河畔公園の見直しを含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。</u></p> <p>(3) 実現のための具体的都市計画制度の方針</p> <p>・都市緑地法の規定に基づき策定した「<u>緑の保全及び緑化の推進に関する基本計画</u>」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として、都市計画決定を行う。</p> <p>(4) 主要な緑地の確保目標</p> <p>① おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。 ・<u>墓園</u>については、びほろ霊園の整備を図る。</p>	<p>(3) 実現のための具体的都市計画制度の方針</p> <p>・<u>緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）などの策定に努める。</u> ・<u>緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区などの地域地区として、都市計画決定を行う。</u></p> <p>(4) 主要な緑地の確保目標</p> <p>① おおむね10年以内に整備予定の主要な公園緑地等 ・墓園は、びほろ霊園の整備を図る。</p>	<p>※都市マス P105 による修正</p> <p>※基本的な考え方を踏まえた表現の追記</p> <p>※緑の基本計画を策定したため削除</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p> <p>※区域マス上の表現の精査</p>
---	--	---